

衆議院 地方行政委員会 議 録 第 五 号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)

午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 白井日出男君 理事 小澤 深君

理事 谷 洋一君 理事 西田 司君

理事 小川 省吾君 理事 加藤 万吉君

理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君

理事 大西 正男君 理事 大村 襄治君

理事 工藤 巖君 理事 小杉 隆君

理事 左藤 恵君 理事 中川 昭一君

理事 平林 鴻三君 理事 古屋 亨君

理事 松田 九郎君 理事 山岡 謙藏君

理事 五十嵐広三君 理事 細谷 治嘉君

理事 安田 修三君 理事 山下八洲夫君

理事 岡本 富夫君 理事 宮崎 角治君

理事 吉井 光昭君 理事 藤原哲太郎君

理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

自治大臣 田川 誠一君

出席政府委員

自治大臣官房長 矢野浩一郎君

自治省財政局長 石原 信雄君

消防庁長官 砂子田 隆君

消防庁次長 坂 弘二君

委員外の出席者

地方行政委員会 島村 幸雄君

調査室長

委員の異動

三月二十六日

辞任

大西 正男君 補欠選任

大村 襄治君 平泉 渉君

工藤 巖君 藤井 勝志君

村上 茂利君

同日

辞任

椎名 素夫君 補欠選任

森 美秀君 中川 昭一君

山岡 謙藏君 山岡 謙藏君

田中 秀征君 田中 秀征君

山岡 謙藏君

同日

本日(火曜日)に付した案件

参考人出頭要求に関する件

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二号)

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に

関する法律案(内閣提出第三八号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、消防施設強化促進法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 どうも質問とは名のみ極めて

異例の時間しかたいただいておりますので、答弁

の方もひとつ簡潔にお答えいただきたいと思います。

今度の法案は、消防施設の強化促進、これは延

長でありますけれども、単純延長ではなくて手直

しをしている理由は何でしょうか。

○砂子田政府委員 今回の消防施設強化促進法

の内容につきましては、既に御案内のとおりであ

りますが、人口急増に係る分の不足につきまして

は、その分が今年度で一応終わるわけございま

す。

その補助金のかき上げが終わりますこの機会

に、全国的な急増市町村の実態を見てみますと、

まだいろいろな施設整備、消防のみならず他の多

くの施設の整備をしなければならぬという実態が

ございまして、そういう点から考えますと、人口

急増市町村につきましてはやはり今後五年間ぐらい

延ばしていかねばならないのではないかとはい

うふうに考えまして、御提案申し上げた次第で

す。

○細谷(治)委員 私の聞いておる質問は、今まで

の指定基準というものを考えておられますね。五年

間五千人というのを三年間三千人と変えておしま

すね。それはどういう根拠なのかということでは

す。五年延長なんですからね。

○砂子田政府委員 今までの指定要件というの

は、今お話がございましたように五年間で人口が

五千人伸びるとか、そういう話でありまして、こ

れを三年間で三千人にするという指定要件に、こ

の法案を変えました後で政令の改正をいたそうと

思っております。

○細谷(治)委員 それによりまして、新しい指定

基準に基づいて、対象はどういう変化が起こって

おりますか。ふえますか、減りますか、どうなん

ですか。

○砂子田政府委員 今までのやり方でやってみ

ますと、市町村の人口急増の数は百七十ぐらい

になるわけでありまして、改正をして指定をいた

しますと百八十一になる予定であります。

○細谷(治)委員 そうしますと、百七十が百八十

一ということですから、指定基準は結果としては

やや緩和される、こういうふうに見てよろしいの

ですか。

○砂子田政府委員 これは来年またいろいろな問

題が起きて、三年間で見ますからどうなりま

すかわかりませんが、昭和五十九年度に指定する

ものに限ります。十ぐらいふえるという状態に

なります。

○細谷(治)委員 対象市町村でありますけれど

も、十ぐらいふえるということは、金額的にはど

うかわりませんが……。

それでは、予算の内容について少し伺いたい。

今度の消防庁関係の予算というのは、トータル

では五・七％のマイナスですね。ところで、問題

の消防施設等整備補助金はマイナスの六・五％

ですね。そうして、その消防施設等補助金のうち

のこの法律の対象であります人口急増分というの

は、マイナスの一〇・八％です。消防の全体よりも

は、マイナスの一〇・八％が多い。その多いへつ

こみよりさらに人口急増分はマイナスの一〇・

八％と予算が減っております。対象はふえる、そ

して予算というのはい割も減る、これはどうい

うことなんでしょうか。

○砂子田政府委員 お話がございましたように、

五十八年度の予算の人口急増分というのは二十三

一

億何がしかございました。今回の予算で組んでおります人口急増分は二十一億を超えるわけでありまして。お話しのように、一〇%ぐらい減っているではないかというのは、数字の上ではそのとおりであるかと思えます。

ただ、各市町村からの、人口急増地域からのいろいろな御要望を、おおむねどの程度になるかというのを聞きまして一応まとめてみますと、おおむねそれで落ちつくのではないかと、第一点であります。

それから第二点は、また御質問があるのかもわかりませんが、財政事情のよいところにつきましては補助金額を若干落としてございまして、その点もろろ合わせますとそういう形になります。人口急増市町村の方々は御迷惑をかけるようなことではないというふうには考えております。○細谷(治)委員 御迷惑をかけることではないと極めて抽象的に言っておりますけれども、私は数字的に物を申しているのですよ。

それでは、人口急増分についての内訳を見てみますと、五十八年度は、例として化学消防ポンプ自動車。人口急増地帯というのはやはり化学消防ポンプというのは絶対必要です。これは、五十八年度は十三台予定したのです。五十七年度は十五台です。十五台が十三台。そして五十九年度は幾らになったかというところ。数からいいますと、漸減もいいたるところです。もう一つ、やはり人口急増地帯でありますから、だんだんビルが高層化してきますから、はしご自動車はどうかといえます。五十七年度が二十五台、五十八年度は二十台、五十九年度は十三台、こういうことですね。人口急増地帯で消防ポンプ等の構造が化学消防なりはしご自動車に移っていくという時期に、これは急減しておりますよ、急減という言葉を使いますかね。こうなつてまいりますと、一体どういふことなのか。

私はこれをあえて言うのは、これはたまたまた当たったのかどうか知らぬけれども、この間宮島で山火事がありましたね。去年岩手県で山火事があ

りましたね。それを見越して重点的に予算要求したのでしよう。コンビナート関係の予算が五十七年度と比べて急減してありますよ。急減している理由は「近代消防」という本にあなたの方の担当者を書いてあるのですが、それは必要なくなったから急減したのだと書いてあります。冗談じゃありませんよ。そんな言葉じゃ許せないのです。それで今度は山火事に対して対応しております。新しい要求もしてあります。ところが、延長するのだというものについてはそのまま同じスピードで、二十五台が二十台、二十台が十三台、こうなつてまいりますと、どうも名のみの延長にすぎないのじゃないか、こう思います。

大臣、そういうことなんです。私は数字的に言っているのですから、言葉だけじゃ困るので。お答えいただきたい。

○砂子田政府委員 今お話がございました予算につきまして、まさにそれとおりでございまして、実は今年度、今お話がございましたはしご車なり化学消防車、それぞれ二十台、十三台とあるわけですが、今、私たちの方も、中高層の建築なり化学的多様な火災の発生を防ぐという意味からもこういうものはぜひ必要であるというふうな考えまして、市町村には督促をいたしておるのであります。正直申し上げまして、この二十台あるいは十三台というのなかなか切れない状況にあることは事実であります。

そういうことをいろいろ考えまして、来年度の予算を組みますときに、市町村の実施予定数量というものを加味して予算を積算しなければならぬということがございまして、市町村からその実態をいろいろ聴取いたしました結果、おおむねこの線で行けるということでやつたわけでありまして、例えば、無線に非常に多く予算を配分した、あるいは、お話がございましたように、林野火災に対応するためのヘリ基地をつくるためにそこに予算の配分をしたというのも確かでありまして、そのためにこちらを減らしたというわけでは別にございません。

○細谷(治)委員 この本にあなたの部下がこう書いているのです。「林野火災対策分は五六・五%増と大幅な伸び率となっております。これは、昨年の東北地方を中心とした大規模林野火災の教訓にかんがみ、補助金額を大幅に増額する必要があることによるものであるが、内容的にも、新たに、空中消防等補給基地(二か所)や自然水利用施設(三か所)を補助対象とするほか、可搬式送水装置及び消防無線受令機を補助対象メニューに追加することとしていた。」「林野火災に備えて従来の防火水そのほか、自然水利用をもっと有効に活用するための施設」云々と書いてある。そして、「なお、石油コンビナート分については大幅な減額となっているが、これは、全国的に資機材の整備がピークを過ぎたことによるものであり、要望には十分対応できる」、あなたが言っていることと同じことをあなたの部下は書いているのですよ。

そこで、時間がありませぬから質問いたしますが、今のあなたの方の消防力の基準と整備状況をちょっと申し上げてみたい。

五十三年四月現在消防ポンプは八五・八%、三年過ぎた五十六年四月八七・九、二%ばかり伸びております。小型動力ポンプ、六六・八が六七・九。問題のはしご自動車は、驚くなかれ五五・三が五七・七%、わずかに二%しか伸びてないのであります。化学消防ポンプは五二・七が五四%、さすがに救急車は九七・一が九九・五、消防水は六三・三が六五・九ということで、あなたが決めた消防力の基準と比べても、そんな言葉は出てこないのですよ。やるだけやっております、心配ありませんと言つても、問題のはしご車なり化学消防車は充足率がわずかに五〇%台です。これが私のつかんでいる数字であります。この数字が誤りですか。誤りであるならあなたの言うことが正しいのですよ。この数字ならあなたの言うことはごまかしてすよ。どうです。

本に書いてあります石油コンビナートの中で化学車が必要であるというのとちよつと別でございまして、御案内のとおり、三十三の都道府県の中の八十一地区、七十八の消防機関がこれを必要としているわけでありまして、石油コンビナートについてだけ見ますと、この整備状況はおよそ九二%充足しているわけでありまして。石油コンビナートに關しましては、そういう点でなるべく速やかに整備計画を立てるように各消防機関に連絡をしておりますから、石油コンビナートの方の問題というものは、ここ二、三年の間には相当高い充足率になると思っております。

ただ、一般的に化学消防車を必要としている都市、コンビナート以外の方でこの化学消防車の充足率が非常に落ちていくということが全体的に足を引き張りまして、今お話しのような充足率になっていくわけですが、コンビナート分に関しては、今申し上げましたように高い充足率を示しておりますので、その点は別に数字的な誤りではないと思っております。

○細谷(治)委員 この人口急増分の内訳を数字的に見ますと、林野火災についてかなり重点的な予算配分あるいは予算獲得をしている消防庁としては、人口急増については機械的に、九〇%を超したのも三年間に二%ぐらい、五〇%台のこれから重要になるだろうと思うものまでやはり二%台ぐらいです。極めてのつぱらぼうな、重点策がないような予算の組み方をしている。これを私は指摘している。

大臣、こういうことなんです。ある部分では対応して、私は評価している部分もあるのです。林野火災について、しかも、それが最近の宮島でばつたりと消防庁長官の予想が当たつたわけだ。当たつたというのはおかしいけれども、全く裏づけしているのです。しかし、この辺になりますと全くだめなんです、どう思いますか。

○田川国務大臣 限られた予算の中で整備を充実していかなければなりませんので、予算の用い方というものは、年度ごとに重点をつけて予算を配

分するという考え方もございますし、できるだけ限られた予算の中でも総合的に配分していくという方法もあると思うのです。恐らく消防庁としては、重点的に考えてこのような措置をとったのではないかと、このように私は思っております。

○細谷(治)委員 今の大臣の言葉は、解せない点があるのです。消防庁としては重点的にとったのでしよう、あなたは他人事のようなことを言っているじゃないですか。それはいかんですよ、やはり最高責任者としてきちんと基本方向を示していただかなければ。まあ、この辺になりますよ、もう時間ありませんから、この辺で物を言いたいことがたくさんありますけれども、言いません。

次に移りたいと思います。
今度の予算を見て、やはり一つの弱点は大火災対策についての施設等整備補助金、これは悪いのです。長官、ごく最近の日本経済新聞に、三月二十四日ですが、「都市防災事業の積極展開を」と、こういう論文が載っております。それによりますと、都市防災不燃化促進事業費として七千二百億円を投資すると、延焼遮断帯による建築物直接被害の軽減で約五兆円程度のメリットが出る、延焼遮断帯による商工関係の直接被害軽減で三兆三千億円のメリットが出る、それから他産業への波及効果で十五兆円程度のメリットが出る、こういう論文が出ておる。これは専門家が計算したものであります。このことは、とりもなおさず、災害は起こったときでないといわれません、あとと忘れてしまふのですから、そういう観点からいって、震災対策についてはもう思い切った、ある意味ではこれは聖域ですよというぐらゐの予算措置をする時期に来ておるのではないかと、こう思います。大正十二年の関東大震災というのが、もうかなり近い将来、目の前に起こる可能性がある、こういうことが言われているわけでありまして、これは大切なことじゃないか。震災対策にもっと予算を、もっと重点を、こう私は思います。長官が大臣、どちらかお答えいただきたい。

○砂子田政府委員 日本経済新聞のその論文は私ちよつと読んでおられませんので、内容についてどうのこうのと申し上げることはできないのでありますが、震災対策につきましてはお話のとおりだと思っております。

若干評論めいたことを申し上げて恐縮ですが、私は、国を守るということと地域の防災をすること、同じこととは、国民の生活の安定という点から申し上げますと同じ比重がかかっているのではないだろうか、ある意味では消防の予算は私たちが聖域化するぐらゐに努力すべきだと今でも思っております。

そういう点では大変御激励をいただいておりますが、たいと思っておりますが、先ほど大臣からお話を申し上げましたとおり、ことしのような財政事情が大変窮屈なところで、特に消防のような奨励補助金のようなものが大変ねらわれやすかつたことは事実であらうと思っておりますが、私たちは、ともかくそれでも消防の予算というのは地域の住民の安全を図る上には極めて大事なことの、しかも火事という点からいって、災害全体の総合防災という点を財政当局とも随分議論してきたわけでありま。

しかしこういう結果になりましたことは大変申しわけないのですが、震災対策につきましては私たちが一人倍苦勞しなければならぬことだと思っておりますし、今後ともそういう震災対策につきましましては十分に意を用いていきたいと思っております。

○細谷(治)委員 長官、もし消防法なり消防組織法なりを、自然のまま出火したらどのぐらゐの災害が、現在毎年起こっている災害の何十倍何百倍ぐらゐになるかということをごコンピュータか何かで試算したことがありませんか。

○砂子田政府委員 ございません。
○細谷(治)委員 消防なんというものは、平素は、何もなきときは遊んでいるようですよ。これは、下手するとあんなものはむだじゃないかという議論

論も出かねない。最近では、救急車というのがありまして救急出動がありますけれども、昔は、何にもないと、全くもう何してんだらうかと言われるぐらゐの暇なきもあつた。これは、消防にとつては、暇なきとはいわけてしよう、そう思います。素人にもわかりやすくひとつはじいてみたらどうですか。江戸なんて大変なことになるですよ。

そこで、この震災について、今度の予算で私は注目すべきことだと思つたのは、二、三年前から始まりました耐震性貯水槽というのが強化地域と一般地域と両方に、しかも六十トン程度の規模のものがかなり重点的に、五十八年度で全くなかつたものが今度は予算にあらわれております。これは大変結構なことだと思つたのです。

水がなければどうにもなりませんけれども、その水のピットが皆壊れてしまうのですからね。ですから大変結構なことでありまして。これは今度の予算編成で私は評価いたします。評価いたしますけれども、全体としては震災対策も質不十分、こう思っていますから、この新聞の論文を讀んでいないようでありまして、長銀の都市防災対策の専門家が書いておられますから、讀んでみて、この辺の検討をしていただきたいと思つた。

私は、いつも申し上げている点は、消防庁というものは、官庁の中で一番力の弱いのが消防庁だ、こう思つておるわけです。消防庁が一番強くなれなんて言つておるんじゃないですよ。一人前に、もちはもち屋としての任務を果たせるような体制だけは、法律的にも法制的にも、あるいは実際の力からいって、そういうものをつくるべきだ、こう思つておる。

その点でお伺いしますが、消防法第五条の措置命令を免した例は、今日まで何件ありますか。
○砂子田政府委員 五十八年度はまだ統計をとっておりませんが、五十七年度の統計によりますと、一応二十七件出しております。

○細谷(治)委員 後ほどその二十七件の内容等について教えていただきたいのですけれども、この「近代消防」という雑誌に「消防法五条等の問題

点」という形で、ずつと毎月専門家と法律家の間の対談が出ておられます。これを拝見いたしましたも、やはり問題があるのです。その問題は、五条の後段ですよ。「但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更してないものについては、この限りでない。」排除しているのです。この五条という非常に重要な消防の立場を守り得るものが、ただし書きのところ、完全にひっくり返つてしまつておる。完全にひっくり返つて、ああしたいと思ひながらできなかった体験があります。

○砂子田政府委員 まさにその五条の適用をいたしますときに、ニュージャパンの既存不適格の問題がございまして、非常にほぞをかんだことがございまして。そういうことを思ひますと、既存不適格をどこまでさかのぼつて適法だといふふうな理解するかというの、実は消防の立場から申しますと大変難しい、苦しい問題であると思つておる。

そういう点から考えますと、五条の法改正あるいはその他の問題についても十分検討をしなければならぬと思つておられて、現在そういう問題の検討をいたしているところでもございまして。

○細谷(治)委員 もう時間がありませんが、ただし書きで本文の規定というのは完全に消えてしまつておる。過去に合法的にやつたものについてはその限りでないということですから、手がつけられぬということですよ。新しい対応ができないということですよ。これでは困るので、私はこの五条のただし書きのところについては手直しをしなければ対応できないのではないかとと思つておる。

そういう問題について、この間、静岡県で大変大きな問題が出ましたね。時間がありませんから余り申し上げられないわけですが、山梨県のLPガス協会の常任理事をして、LPガスの専門家、「ガス漏れ防止は基準の統一から」という意見を朝日新聞の「論壇」に掲げておられます。

言ってみますと、幾つかの法律はちゃんともあるけれども、防災という魚をとるには、網は三つも四つもあるけれども、みんな逃げられるような網なんだ、これでは困るので、一匹の魚をとるには四つとも逃げられないような網を張っておかなければいかぬじゃないか、そうでなければ安全じゃないじゃないか、こういうことを言っております。

そこで、もう時間ありませんが、もう一つの問題点は、これは臨調の答申にも出ておるのですが、石油コンビナート等の災害防止、最近幸いなことに石油コンビナートの事故が起っておりませんけれども、これは起ったら大変です。その新設、運転、修繕、いろいろなものについて、高圧ガス取締法がひつかかる、消防法がひつかかる、労働安全衛生法がひつかかる、三つの法律がひつかかってくる、それを全部パスしなければいかぬ、三つをパスするのは大同小異、けしからぬじゃないかという形で、臨調の方は何らか協議して対応したらどうか、こう言っておるのであります。

簡素化することは結構であります。しかし、この三つが個々にやってもややくしこくする、特に権限争いをするにはいけませんけれども、統一するという臨調の意見には私は批判的なんです。この種の安全なんというものは、消防は消防の立場から、高圧ガスは高圧ガスの立場から、労働安全衛生のことは労働安全衛生の立場から、労働安全衛生が、通産省が、消防庁が十分に確信のある許可なり対応をしていく。そこでオーバラップしても、事故を防ぐためにはやむを得ないと思うのですよ。ですから、炭鉱の事故について、生産する方と保安という関係が一つの省、一人の大臣が管理するところに問題があつて、本当のチェックシステムができていないのだ、こういう批判がよくあります。私もそう思うので、臨調の答申のように簡単に整理統合してしまえということ、安全性ということからいって極めて心配があるという私は思っています。したがって、簡単に整理統合なんとい

う、簡単であればいいのだ、経費が安上がりでさえあればいいんだということが事故故につながりますから、そうすべきではないと私は思っております。この点については批判的であります。

消防庁はこの法律は検討する段階に来ていると言うのですが、そういう問題と、この一連の問題についての大臣の所信のほどを承って、私の質問を終わっておきたいと思っております。

○砂子田政府委員 たいまお話がありました臨調の答申にかかわります危険物その他いろいろなことに関します、特に保安四法の関係につきまして、現在関係省庁の間で検討委員会をつくって議論をいたしております。

この中身は、今お話がございましたように、消防でやれることは消防でやることであるし、労安法でやれることは労安法でやることであるし、いろいろなこと各省それぞれの立場でいろいろ今議論をいたしているところでありまして。その中で、どうしてもお互いに少し議論をしなければいかぬという、例えば検査に各省がばらばらに行くよりは一緒にいって検査をしてあげる方がベターではないかというの、これはだれが見てもそうでありまして、そういう点はみんな考えてきたらいいだろうとか、できることはなるべくしてやる。書類のことも、二通つくる必要がないものを二通つくらせたり、そんなことまでは何もすることはしないだろう。そういう簡素化でありますとか、今申し上げたような検査に対する相手方の、今の言葉で言えば気配りといいますが、そういう点は考えてあげてもいいではないか。しかし、事本質に関する部分というのは、今も先生申しておりましたように、いろいろなどころに問題点が残されておりますから、今後この検討委員会で十分議論をしながら、国民を災害から防止する立場に立つて消防としても議論をしていきたいと思っております。

りでございまして、私どもも消防行政についてはそういうことを念頭に置いてこれからも対処してまいりたいと思っております。

○細谷(治)委員 終わります。

○大石委員 宮崎角治君。

○宮崎(角)委員 全国の消防隊初め消防職員、特に私は一昨年の長崎の大水害において大変果敢な行動をとられた消防隊に対して感謝するとともに、今回の法律案をもとにして、前語りを抜いて、単刀直入に大臣初めお尋ねをいたしたいと思っております。

まず初めに、消防力の基準についてでございます。これは、消防力の基準との対比における消防施設等の整備状況を見ますと、充足率が非常に低くなつておるわけでありまして、消防力の基準の第一線をひもといひますと、確かに、「この基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行なうために必要な最少限度の施設及び人員について定めるものとする。」というのが第一線の規定でございます。「必要な最少限度」とあるわけでありまして、早急にこの消防力の基準に到達するように整備すべきではないかと本議員は思うわけであります。その点につきまして具体的にいかなる方策を考えておられるのか、しかも承っておきたいのであります。これが最初であります。

○砂子田政府委員 まず初めに、消防に對しまして大変御理解を示していただきまして、ありがとうございます。

私ども、今お話がございましたように、消防力の基準を告示しております関係上、一日も早く市町村がこの基準に對して充足されることを望んでおります。しかし現実には、今先生が申しておりましたように、なかなか充足されないう町村が多々ございまして、こういう町村に對しまして、私どもも常々、整備計画をつくつて早く整備の目標に到達するように指導はいたしておるのですが、なかなかそういうところまでまいっておりません。

は住民の生命、身体、安全に関するものでありますから、一日も早い充足がされることを望んでおります。

私たちがいたしましては、そういう点から三年ごとにこの充足率の調査をいたしているわけでありまして。しかし、五十六年の四月一日でとらえたところでは、なかなか全体的に結構だという点までは来ておりません。ちょうどことごとくまたその充足率に対する調査をいたす年になっております。この三年ごとにやはり市町村自身も整備目標をそれぞれ設定しながら、その目標を達成するための整備計画を策定するように常々指導しておりますので、この三年間でどれだけその目標が具体的に出てくるのか、それをことごとくはじくりと調査したいと思っております。特に、基礎的な消防施設の充実というものはもちろんであります。施設の科学化でありますとか、そういう問題も最近の都市構造から見まして大変必要なことでありますので、そういう点を含めて今後目標達成のためにやはり具体的な指導をしていかなければならぬというふうに思っております。

○宮崎(角)委員 整備計画の到達に對する、また充足率に對する指導については、それぞれ当局として努力をされておるわけでありまして、なかなか到達の到るところまでいかないう現実の中に、今回また新たに調査の段階になるようでございます。

私は、「必要な最少限度」という、この日本の國語的な言葉が非常にわからないわけでありまして。最少限度ですからミニマム、または努力目標なのかどうなのか。どうしても必要不可欠であり、もうこの限度でなければだめなんだという非常に重大な、私はここに意味があるのではないかと思いますが、当局としては、日本語の解釈として、努力目標なのか、必ずこれを到達しなければならぬのかという、その辺のところのニュアンスをもう少し具体的に所信を伺つておきたいと思っております。

○砂子田政府委員 消防力の基準は、お話しの上

うに最少限度必要な施設として消防庁長官が告示しているものであります。

ただ、市町村が住民の生命、身体、安全を守るという見地からいえば、市町村の議会の中で多くの問題が提起されてくるべき筋合いのものではないかと私は思っております。その条文の後の方の市町村の実情に応じてというのは、私たちはむしろ最少限度以上に市町村の実情に応じて備えておいてくれというふうな理解をしているのですが、現実にはどうも今おっしゃられましたように最少限度という方が少ない方に足を引っ張って、実情の方も少ない方に引っ張っているという感じがしないわけではございません。しかし、消防力の基準を告示している以上は、やはりそこまでは到達してほしいというのが私たちの願いであります。

○宮崎(角)委員 決意と現実がなかなか合致しないところが大変なもどかしさを感じるわけでありまして。先ほど先輩委員が言われておりましたが、充足の率からいいますと、五十六年四月現在におきましては、ナンバーワンが救急車の九・五％ですか、それから消防ポンプ自動車の八七・九％が第二位でしょうか。それから現有車両に対する消防職員の充足率が第三位の七七・九％のようであります。さらに第四位が小型動力ポンプの六七・九％、そして消防水利、さらにはしご自動車、一番悪いのが化学消防ポンプ自動車の五四・〇％となっているわけでありまして。こういうことで、全国的な流れの中で消防庁としてお考えになつていられることが少しなまぬらというのと、もう少し強力な行政指導というものと、充足に対するいろいろな現地の実情についてさらに今後鋭意努力してもらいたいと思うわけでありまして。

第二点にお尋ねしたいのは、消防費の基準財政需要額と決算額との比較でございますが、消防費の基準財政需要額と決算額を比較してみますと、私の調査では、毎年恒常的に約一〇％余っている勘定になるわけでありまして。この約一割が余っている理由について、なぜこうなつてきているのか、この辺をひとつ定かに説明を求めたいと思うわけでありまして。

○砂子田政府委員 お話にございましたように、私たちの方も消防力の充実を図ることが大変大事だと思つておりまして、毎年財政当局と話をしまして、地方交付税の措置につきまして拡充を図つてまいつたわけでありまして。

ちなみに、五十七年度の決算で見ますと、市町村が消防費に充當いたした一般財源は七千七百六億余でございます。これに對しまして、交付税で算定しております基準財政需要額は八千七百六十三億余になっておるわけでありまして。この比率を見ますと、今お話がございましたが、八七・九％しか一般財源に充當をされておらないというのが市町村の姿であろうと思つております。

御案内のとおり、もともと交付税自身は一般財源でございますから、消防に全部充てるということと自身があるいは無理なのかもしれないが、私たちの方といたしましては、少なくとも、現行の充足率から見ましてこの消防費がもつと目いっぱい使われてしかるべきではないかということをお考えまして、全国の消防長会議は実はあるわけですが、そういう場合でありますか、あるいは各ブロックごとの消防長会議に私自身も出てまいりまして、そういう財政の状況にあるということをよく認識の上で、市町村のそれぞれの財政当局と折衝して、一日も早い消防施設の充足をするようにということを再三くどいように実はお話を申し上げておるところであります。

この中身がどうしてこんな乖離があるのかという話になりますと、これはどうも一般財源の話でございます。それが他方にどういふふうに使われているかということがなかなかわかりづらいところでありまして。ただ、私たちの方といたしましては、せつかくそういう交付税で見られている金額が、少なくとも消防力の充実のためにやはり使われるようにということだけは願つておるわけでもありません。

○宮崎(角)委員 本議員は、一割も余っている理由が、

由が那邊にあるのかということに力点を置いて質問をしたわけでありまして、これは端的に言つて、ひもつきでないから、全国のそれぞれの首長、市町村長がその裁量によつて、あるいはもつと極端に言いますと、首長の姿勢に起因するののか、その辺についての見解はどうなんでしょうか。

○砂子田政府委員 先ほど申し上げましたように、交付税自身が一般財源でありますから、その使い方について私たちがやかく申し上げるといふわけにはなかなかまいらないうらうと思つておる。

ただ、少なくとも、せつかくそういう交付税で見られておるような消防費については、しかるべく使つていただきたいというのが私たちの願いでもあります。ただ、私は、それが、執行部と申しますか、首長が自分の施策のために任意に使つておるといふこともこれはあるかと思つておる。先ほどのお話の中でもお答えいたしましたように、やはり住民を代表している議会というのにも市町村の中にあるわけでありまして、消防の充足の問題についてもつと議会の中で大いに議論をしてもらつて、そういう充足されていぬ部分について激しい議論がなされて、その中で充足されていくという方向が本望ではないかと私は思つておる。

そうしませんと、こういう問題というのは、消防力の問題のみならず、一般的に言ひましても解決をされるということがなかなか難しいような情勢にもありますから、やはり議会と執行部との間の大いなる議論の中で、そういうことの中からうまい結果が出るようなことを期待しておるといふようなことを申し上げておきたいと思つておる。

○宮崎(角)委員 次の問題に進みます。国庫補助基準額の据え置きについてでございますが、今まで毎年補助基準の単価が上がつてきたわけでありまして。今回据え置きになつておるわけでありまして、この据え置きになつた理由をひとつ明快に答弁を求めたいと思つておるわけでありまして。

○砂子田政府委員 御案内のとおり、補助基準額

の設定につきましては、毎年度の補助金によつて購入をした消防施設の価格調査を行つておられて、この調査を踏まえながら、物価上昇の要因を考慮して調整を行つてきたわけでありまして。五十八年度はそれぞれの施設につきまして単価の上昇方が違つておりますが、平均して五十八年度、今年度は一・七％単価アップをいたしたわけでありまして。今回は、いろいろ実勢を調査いたしました結果、それほど違つていないということがございましたので、基準額の改正は五十九年度は行わなかつたわけでありまして。

今後におきましても、私たちはこういう価格調査というものを実際に行ひまして、補助事業を円滑に執行する必要がありますので、実勢に合ったような補助額の決定をしていきたいというふうな思つておる。

○宮崎(角)委員 物価上昇等々の問題も勘案に入れていることとございまして、今回は物価上昇率は大体二・八％の上昇ではないかと思つておるわけでありまして。何％になつたらこの基準単価のアップにつながるのか、その辺についてもひとつ御所見を承りたい。

○砂子田政府委員 何％が上がつたらということではあるかと思つておるが、実際各県によつて施設を購入する値段というものが大変格差がございまして。これを実は実勢の調査を行つておるわけでありまして、公共団体の中で乖離が非常に大きいということになりますと、これはある程度やらなければいかぬと思つておるが、今ここで平均的に見て五％上がったとやらるとか一〇％になつたらやるとかいうことを申し上げるのとはどうも大変つらいところがあると思つておる。そういう日本全国の市町村の実勢を見ながら、公共団体の方のいろいろな要望、そういうものを加味しながらこういうものを直していきたくと思つておる。

○宮崎(角)委員 公共団体との乖離というのが全国的に非常に大きな問題となつて、私は本会議でも、超過負担の問題について、せめても国と地方とのサイクルの中でこういう委員会をつくつ

て、実勢価格に即応するような方向で国もしていかなければならぬのじゃないか、こういうふうにし上げたわけでありますが、実際、具体的に国との差が非常に大きいのが一つあるわけです。

その具体的な例は、化学消防ポンプ自動車の大型でありまして、これを一昨年五十七年、長崎県の対馬で一台購入したわけでございますけれども、総事業費が四千五百五十七万八千円であった。基準額が三千九百八十一万円、その差が五百七十六万八千円と相なるわけでありまして、こういう乖離、差が超過負担という非常に大きな問題に直面している状態がございます。また、長崎に佐世保市というところがございますが、ここで五十五年にお買い上げした屈折はしご付消防ポンプ自動車でございますが、これは一台で三千八百九十九万円、このうち補助の基準額が三千二百四十万円、補助額が一千八十万円で、佐世保市は一般財源から二千八百万円出されている。

こういったそれぞれの自動車は、地元ではほとんど九〇%を起債でやっていかねばならぬという状況の具体的な問題につきまして、単価もずっと上がってきた中で、今回は無線機の方もマイナスになるし、はしご車の方もマイナスになるし、化学車の方もマイナスになるという中で、しかも国と地方との格差というものがあつたということになれば、人命と財産を守るべき消防隊の士気、活動、いろいろな面に大きなマイナス面が出てくるのじゃないか、このように思いますけれども、この辺についての所見をひとつ伺いたいと思います。

○砂子田政府委員 私たちの方も実は五十八年度の契約がどういふことになっていふのか、今実績の調査をいたしているところでありまして、今わかりましたところだけ見ましても、その県によりまして、先ほど申し上げましたように、契約額と補助基準額との間のずれがございます。どうして同じ物を買っても県によって値段が違うのか、私たちが大変不思議ではあります、ともかく実態がそういう形でありまして、同じはしご車を買うにしてもA県とB県とは違つておりまして、

化学車を買うにいたしましたもまた違つておたり、いろいろなことをしております。

そういう点をもう少し調査をして、業者にはあるいは私たちの方からよく申し上げておかなければいかぬことかもしれないと思つておりますが、いづれにいたしましても、そういう実態があることは私たちが承知をいたしておりますので、今後とも十分内容を検討しながら是正をしたいと思つた、それが公共団体の負担増を多く招くということであれば、やはり実勢単価を改めるということにしていきたいと思つております。

○宮崎(角)委員 大変ありがたいあれでございますが、A県とB県、あるいはまた単価の問題、今申し上げた対馬の離島関係でございますが、この金額は運送費は入っていないのです。運送費をのけているのです。運送費が、大阪から陸路で来て、また海上輸送で来ますと四十万かかるのですが、これが抜けているのです。それでなおかつ五百七十六万八千円とすい差額が出るということになれば、この辺について国としても、メーカーもたくさんございまして、十分ひとつ検討してもらわないと大変なことになるのじゃないかと思つたので、特にお願いを申し上げておきます。

最後に、私は、五十五年の川治温泉ホテルにおける六十七名の罹災者を出したあの悲しい惨事が今脳裏から離れません、これによつて全国的に「適」マークがいよいよ入つたわけですが、今日までの「適」マークの適用施設が、ちょうど五十八年度から拡大されたようでありまして、新たに対象施設に加えられた一定規模以上の劇場、映画館あるいはまた百貨店などへの交付率が三・四%に相なつていふのじゃないかと思つた。特に秋田県、富山県、奈良県、鳥取県などでは交付率がゼロになつていふ。なぜ、今日までのいわゆるプロセスの中でこういうふうな引き下げられてきたのかということ、今の「適」マークについての明快な経過と、そして今後のいろいろな適用並びに交付の方向についての所見をひとつ

定かに求めたいのであります。

○砂子田政府委員 「適」マークにつきましては、御案内のとおり、人命を尊重するという立場から、最も必要な最低の基準というものに合致していかどうかということに交付をいたしていただくわけでありまして、お話しのように、五十五年十一月二十日にありました川治のプリンスホテルの火災を契機といたしまして、五十六年度から創設をいたしたものでございます。

旅館、ホテルに關します「適」マークの交付率に關しまして、実は五十六年から交付いたしたとき、その五十六年度の年度末で四二・七%でございます。その後、防災の設備計画をいたしましたり、あるいは二十四項目の指示をしておりますが、その中の避難訓練の実施などということ、いろいろの対象の方でも考えまして、五十八年の九月末にはようやく七七・一%になつたわけでありまして、これはやはりある意味では、国民の間にも旅館、ホテルというものを選ぶに当たつて「適」マークの交付をされていふ方がより安全であるという認識もあつたのでございまして、あるいはホテル、旅館側にも、防災安全に關する不備事項の是正ということをしなればお客が来てくれないということもありましたのでございまして、そういうものが相まちなつて、さらに経営者の認識が高まつたことだけになつたものだと思つております。

ところが、今お話のございました劇場でありますとか映画館あるいは公会堂、そういうところの交付率というものが年度末におきまして三・四%でありますことは御指摘のとおりであります。これもやはり先ほど申し上げました旅館、ホテルと同じ傾向にありまして、やはり指導の期間がまだ比較的短いということもございまして、そのために交付率が非常に低いということもございまして、うし、さらに、お話がありました秋田県その他のところで交付率がゼロというのがありますが、実はこれは調査をしていないわけではございませんで、仄聞をするところによりまして、調査をしていけるけれども、「適」マークの交付は一斉にしたい

ということ、調査は終わつていふがまだ交付をしていないということもあるというふうな聞いておりますので、次第に交付率は上がつていくものだと思つております。現に東京でありますとか、そういう前々からやつておつたところではこの交付率が割合高いわけでありまして、次第にこの交付率も全国的に高まつていくだろうと思つております。

どちらにいたしましても、今後この新しい「適」マークにつきましても、防災安全上の不備事項の是正推進が進みますように指導いたしますととも、やはり何と申しましても不特定多数の人が集まる場所の防災に關しましては、経営者がやはり十分に意を用いなければならぬということもございまして、そういう点にも意を用いながら、この「適」マークの交付率が上がりますように今後とも努力をしていきたいと思います。

○宮崎(角)委員 二十四項目という基準もございまして、また一年ごとのいろいろなチェックということがございます。今の四県については、いよいよ間もなく出るのはないかと思つておりますが、最後に私は大臣に、いわゆる自治体消防になりましてから今日まで三十六年、警察の一部であつた消防が独立いたしましたから、今日、日本の四十七都道府県における人命の損失並びに林野の問題、国土のいろいろな損失という問題がございまして、この消防行政に対する、また地方に対する行政指導の強力な指導のポイント、今後の大臣としての御決意並びに御方針をひとつ最後に承つて、終わりたいと思つた。

○田川国務大臣 消防の第一線に活躍しておられる常設消防の人材ももちろんでございますけれども、いわゆる消防団として、一たん災害があつた場合に出勤されるそういう消防団の方々の日夜にわたる御労苦というのは大変なものだと思つた。私も、できるだけこうした火災や災害に備えて平素待機しておられる方々が、一たん事故があつた場合に、住民のために身を顧みず活躍でき

るようなそういう体制にしていかなければならぬ
と思いますし、また、それに報いるようないろ
いろな表彰制度とかそういうようなことも考慮に
入れていく必要があると思います。先ほど細谷さ
んからもお話がありましたように、事故が、ある
いは災害がありませんと、そのありがたさとい
うのはわからないですね。そういうことを十分念
頭に置いて、私どもは、消防に従事される方々に
対する待遇であるとか処遇であるとかいう面を今
後も十分考えていかなければならない、このよう
な姿勢で行政に当たっているつもりでございます。

○宮崎(角)委員 終わります。
○大石委員長 藤原哲太郎君。

○藤原委員 この機会に、消防行政につきまして
の質問をさせていただきたいと思つてます。

私が申し上げるまでもなく、消防行政というの
は大変地味な仕事で、しかも国民生活にとりま
しては、この完璧を期せられるかどうかというこ
とが、そこに住む方々のいわゆる安心感と申しま
るか、一面から見れば行政の信頼感と申しま
るか、そういうものを決める尺度になっておるの
ではないかと思つてございませぬ。治にあって乱を
忘れず、そして常に備えあれば憂いなし、そうい
うことで一たん有事に備えておられるわけであり
まして、そういう地味な運動の累積が国民の皆さ
んに対する消防の信頼感となり、また地域住民に
とりまして、その充実強化というものは大変必要
な事柄だというように感じておるわけでございま
す。

したがって、この中身といたしましては、
防火防災の仕事を始めといたしまして、いかなる
大震災にも備えようとする備えの準備のための強
化というものも当然必要でございます。また、今
のような時代の変化あるいは都市構造の変化に伴
いまして、救急業務を初めとする仕事というもの
も多くなり、多様化したしておるわけでございま
す。また、職員を初め、消防団員あるいは自主防
災組織等々によって、いわゆる我が町は自分たち

で守ろうとする郷土愛というものもこれまた大き
く育て醸成をさしていかなければならぬのではな
いか、かようなにも考えておるところでございま
す。

そういう観点に立ちまして、自治省、消防庁に
おきましても大変御苦労をかけておるところでござ
いますけれども、その意のあるところを私ども
も十分承知をいたしながら、消防力の強化のため
にどうぞひとつずつの御努力を煩わしいと思
うわけでございませぬ。

ところで、今まで質疑された方々とは重複をし
ないような形の中で御質問をさせていただきたい
と思つてます。

一つは、警備保障会社等に関連をする問題であ
ります。防火管理業務に関する質問をいたしたい
というように思つてます。

ホテル、学校、公共施設等で、防火管理業務を
部外者、特に警備保障会社等の警備業者に委託す
るところが既に一万五千件に上つておるのでござ
います。毎年二〇〇〇の割合でこの警備会社が
ふえておる現状でございます。これらの業者に委
託されておる現状についてどのように把握をされ
ておるか、まずお伺いをいたしたいと思つてます。

○砂子田政府委員 まず最初に、消防に對しまし
て温かい御理解をいただきまして、大変ありがた
うございました。御案内のとおり、消防に従事し
ておる職員というのは、極めて地味な仕事でござ
いまして、しかも多くの生命財産を守るために日
夜活動いたしているわけであります、その点に
對し、大変温かい御理解、まことにありがたうご
ざいました。消防自身も、現在の火事の発生件数
からいいますと六万件でございます、おおよ
そ九分に一回の出動をなされまじ、救急車につ
きましてはまさに二百万回を突破いたしておりま
して、十四・八秒に一台の出動を要請されておる
という中で、消防職員が住民のために行動してお
りますことを、まず申し上げておきたいと思つて
ます。

防火管理の問題につきましては、最近、合理化

でありますとか省人化の傾向が大変強くなってお
りまして、防火管理業務の一部を部外者に委託す
る例が大変多くなつておりますことは今お示しの
数字のとおりであります。

しかし、この防火管理業務の一部が委託されま
した場合に、いろいろの問題が提起されておるわ
けであります、一つは、委託業務の範囲なり権
限というのが非常に不明確で、火災が発生したと
きの初動の措置に多くの混乱が生じていることが
ございます。これは各消防機関においても、そう
いふ点で、業務委託された受託者との間でやはり
いろいろの問題を提起しながら解決に努力してい
るところであります、いづれにしましても、初
動の措置に混乱を生ずるおそれがあることは事実
であります。

第二番目に、委託を受けて業務に従事する人た
ちが、防火管理についての基礎知識なりあるいは
技能というのを欠いているのではなからうか、そ
のため適切な防火管理を遂行できないというよ
うな問題があることも事実であります。

そのために、私たちが方々いたしましたは、消
防法の施行規則を改正いたしまして、防火業務を
委託した場合には必ず消防計画に所要の事項を明
記することを実はやったわけであります。これに
よりまして、委託機関について消防の機関がそれ
ぞれ事情を知ることができるようになりました。

さらに、防火業務の受託を業とする法人に對し
ましては、防災に関する知識というのをやはり普
及する必要があるもので、これに對しまして強
力に指導しながら消防機関がこれらの講習を行う
ということをしていきたいと思いますと思つており
ます。

いづれにいたしまして、委託によつて防火管
理業務が十全に図られますように、責任体制を明
確にしていけることが大変大事なことであるとい
ふように思つております。

○藤原委員 ただいまもちょっと内容に触れてお
りますけれども、内容的にこの機会にちょっと

伺つておきたいと思つております。
これらの業者の業務の範囲や防火知識等の資格
要件はどうなつておるのか、それから、当局はど
のような指導を行つておるかということを一
つ伺つておきたいと思つてます。

それから、引き続きまして、これらの業者のう
ち、防火管理業務が委託できるのは一体どの程度
あるのか、この点につきましてもあわせ御答弁を
いただきたいと思います。

○砂子田政府委員 防火業務の委託管理につきま
しては、先ほど申し上げましたような点があるわ
けでございます。一般的には、施設について防火
管理者を法律上置かなければいけないことになつ
ておりますが、必ずしも委託された方の会社が防
火管理に十分な知識を持つていたとは限りませ
ん。そのためにいろいろのトラブルが起きていま
す。そのために、先ほど申し上げたところであります。

そのために、特に警備会社であります、こう
いう警備会社に対しては、講習等を通じて
防火管理の知識をやはり普及させる必要があると
思つております。しかも、ある意味では法律上の
防火管理者としての地位を取得していただくのが
一番よろしいのですが、そこまではなかなかい
りませんので、一応、防火管理者、先ほど申し上
げました消防計画の中に明記することによつて、
防火管理の委託を受けながらやるにいたしまし
ても、そういう知識が十分持てるような仕組みに
いたしたい、そういう指導をしていきたいと思います
と思つております。

○藤原委員 このような業者の多くは、電話回線
等を使った機械設備による防火システムを行つて
おるわけでございまして、事故発生の際を受け、
現場未確認のままで消防車とか救急車等を要請す
るものが大変多くなつておる実情にございませぬ。

一一〇番の受理件数の中で、五十六年の十月から
約一年間で、千二百七十四件のうち九百六十件ほ
どとなつておりました、全体の七五％に結局なつ
ておるわけでございませぬ。それで、一一九番の機
械設備の受理件数、例えば横浜市の場合でござい

七

まするけれども、五十七年のときに、百三十九件のうち百三十三件が誤報であったという報告がされておるのでございます。このような誤報は、一分一秒を争う救急業務にとりまして大きな支障となり、消防の強化促進に實際は逆行をしている、こういうような現象があるわけでございます。このような公共システムを利用するものに対してどのような誤報の実態、状況が生まれてくる原因について十分検討されておるかどうか、この辺のことについてこの機会に伺っておきたいと思っております。

また、関連をいたしますけれども、全国消防長会の会長であります花塚辰夫さんから全国警備業協会の飯田会長さんあての「警備保障会社の行方家庭用防災システムの緊急信号による緊急車出動要請について」というのがございまして、この中でも今言ったようなことが書かれておりますし、現場を確認もしないまま救急車の出動を要請しておるといふこともございます。

それから、警備会社等によりましては、宣伝文句の中に、そういう公共システムとの関係の中で警備その他が出来ますよと行って広告をしておる会社もあるのでございます。これは私はどうも行き過ぎではなからうかと思えます。しかも、警備業法に照らしましてこの点は行き過ぎじゃないかと思うわけでございまして、この辺、法律の欠陥を抜いて、欠陥の穴を見てこのような処置をいたしておるように私どもは考えられるわけであります。このように私どもは考えられるわけでありますが、このようなことについてどのような行政指導をされておるか、この機会に伺っておきたいと思っております。

○砂子田政府委員 後の方からお答え申し上げますが、私たちが方にも全国消防長会の会長から緊急出動の場合に対する御注文がございました。この問題は、今お話がございましたように、宣伝内容の一部に公共機関と一体であるかのような表現がございまして、住民に誤解を招くおそれがあったことは事実であります。そういう点で消防長の

方から問題が提起されましたので、私たちの方といたしまして、現場確認を励行するようにということをお願いしております。現実に、この問題は特にマイドクターの問題として起こった問題ですが、五十八年一月から七月までの間に救急要請の件数は全国で三件ではありましたが、そういうことが起きないように今後とも私たちの方も注意をしていきたいと思っております。

前半の方の遠隔移報警備の問題は、防火対象物の自動火災報知設備からの火災信号を電話回線で警備会社の中央管制システムに移報して、そこから指令が出て警備員が火災の確認をするなり初期消火等の対応をするというのが今の例になっておりますが、実はこれは最近そういういろいろな問題が起きましたために、警備員が火災の確認をするとか初期消火の対応をするということになったわけでありまして、一般的には、防火対象物に対しては完全に無人化をしておりましたり、あるいは何の対応も行っていないというものがございまして、単に通報によって出ていくようなシステムであったわけであります。

これでありまして、先ほどお話がありましたように、実火災がないのに実火災だと思つて出動する、その間に新火災が別な方で起きるといふ問題が起きてまして消防隊が大変迷惑するわけでありまして、あるいは現実に災害に遭っている人を救済できないという問題がここに起きてきたわけでありまして、そこで、そういう問題を回避するために、警備会社においては必ず火災を確認してから消防機関に通報するようにということをお私たちの方から指導いたしております。

こういうことがいろいろございましてから、消防庁の中におきましても、この問題の実態を踏まえてまして防火管理体研究委員会を設置いたしまして、その中で研究を進めております。ことしの一月になりました、その委員会から報告書が出されております。この報告書では、遠隔の移報警備に対する対策として非火災報知の推進でありまして、デポと申しますか、前進基地の要員の確

保あるいは遠隔移報警備システム全体の改善について特に提言をされておりますので、今後はこの提言をもとに各警備会社を指導していきたいと思っております。

○藤原委員 ただいま御答弁をいただいたわけでございますが、これらの現状から見まして、一つは、警備会社に対する現場確認の義務づけのようなものもきちっとさせるべきではなからうかと私は思っております。

二番としては、今のような、警報が鳴って行ったら実際は火災でないというのがあるわけでありますので、正確な火災報知機の開発を国と地方自治体が協力してやっていく必要があるのじやないかと思っております。例えば、東京消防庁は東京消防庁でつくるとかいうことでなくて、今の経費を節減する面からいきまして、何か地方自治体でも強いところはほとんど先行するということではなくて、国と両方で協議をしながら、こういう正確な火災報知機のようなものは協議の上でやっていくようなことが望ましいのではなからうかと考えるわけであります。

それから警備会社にも、この現場確認の義務づけとやら似通つておりますけれども、例えば会社の目的などで明らかに法律に違反しているようなところは直させる必要があるのじやないでしょうか。私ほどこの会社とは申し上げませんが、私も、事実ここに持つておられますけれども、そういうところは法に抵触するからこの目的から外しなさいと言つてやるぐらいの行政指導は当然じゃないか。言葉は悪いのですけれども、住民をだますことにもなりますし、だから、この辺のところは行政指導の徹底を期してもらいたいと思っております。

それから、今の全体の防災システムの総合的な見直しというものも、今のような都市の過密化に対応して見直しが必要があるのではないかと考えるわけでございます。

以上、四点を申し上げさせていただきますけれども、長官のお考えを承りたいと思っております。

○砂子田政府委員 まず最初に、現場確認の問題ですが、これはおっしゃられておるとおりだと思つておりますので、私どもの方からもよく申し伝えておきたいと思っております。

それから、火災報知機などの遠隔システムにつきましては、現在委員会を発足いたしておりました、この中に公共団体の方の代表者も入れながら話をして続けていきたいと思っております。それから、違法なことをやっていると指摘されていますが、これは私どもの方から嚴重に注意をしていくべきだと思っておりますので、その行政指導はいたしたいと思っております。

さらに、防災システムの問題ですが、これからの防災は総合システムにしていかないとかなかなか防ぎ切れない部分もございまして、そのために、五十九年度に総合システム研究会を発足させることにしておりますので、その中で議論していきたいと思っております。

○藤原委員 消防職員と消防団員の処遇の改善について、この機会に伺っておきたいと思っております。時間がございますから、まとめて伺いまして長官からまとめて御答弁をいただきます。

一つは、消防職員の勤務形態は今のようになつておるかということでありまして、それから第二点は、隔日勤務者の勤務時間は今のようになつておるかということでありまして、

第三点は、消防職員の週休二日制についてであります。消防職員の四週一回の交代半休制の実施状況はどのようになつておるかということでございます。

一、二、三をまとめて、消防職員に関する問題でございますので、ひとつ御答弁をいただきます。

○砂子田政府委員 まず最初に、消防職員の勤務状態の問題であります。

消防職員は、御案内のとおり、消防業務が地域住民の生命、身体、財産というものを各種災害から保護をして、その被害の軽減、防止を図るとい

う特殊な任務を帯びておりますことから、各種災害に對しまして常時対応できるような態勢をとっておかねければなりません。そのために交代制勤務というものをやっております。当番日と非番日との組み合わせによる二部制の交代制勤務と、それから当番日と非番日と日勤日を組み合わせました三交代制、三部制と申しますか、三部制による交代制の勤務というものを実施をいたしてあります。大多数の消防本部につきましては今申し上げましたうちの二部制をとっております。全本部の九三・九%が二部制であります。東京を初め一部のところの消防本部、全体の六・一%ぐらいですが、それが三部制を実施しているというのが現況でございます。

それから、この隔日勤務者の勤務時間の問題であります。交代制の勤務者は、午前八時三十分から翌日の午前八時三十分までの間、休憩時間を含めまして二十四時間以内にとどまりまして勤務を行うということになっております。その翌日の午前八時三十分から、非番日として勤務を要しない時間というふうになっております。当務日の二十四時間は、一般的には十六時間の勤務時間と休憩時間の八時間、これは拘束時間でありまして、に分けられます。この勤務時間の割り振りにつきましては、各消防本部の組織、人員あるいは災害の発生状況等により多少異なっているというふうになっております。

それから、週休二日制の実施状況であります。消防職員の週休二日制の実施状況は、昭和五十八年の四月一日現在の調査の結果によりますと、組合消防を除きました一般の消防本部、四百九十二ございまして、そのうちの百八十四本部では週休二日制を実施しております。ちなみに、市町村全体で三千二百七十八ございまして、このうちで週休二日制を実施しております市町村の数は千二百四十六ございまして、三八%が今の市町村の中では週休二日制を実施しているという状況でございます。

○藤原委員 ただいまの御報告を伺いまして、

まだまだ職員の勤務の状況というのは厳しい状況にあるような感じを受けます。したがって、二部制の完全実施あるいは三部制への移行、こういう問題を含めまして今後前向きで検討していただければありがたいと思ひます。要望いたしておきます。

それから、次は消防団員の問題でございますが、消防団員の公務災害につきましては、いわゆる消防職員に準じて処置をいたしておられるというふうな何と何とあるところでございます。

ただ、問題といたしましては、消防団員の場合はいわゆる階級制、団長、副団長、分団長、副分団長とかという階級がございますが、階級によるところの基礎額ということでは、階級による

でございますが、私は、職員も給与ベースでやっておりますが、私、職員も給与ベースでやっております。今後の新しい方向としては、団員の中で給与所得者があるわけでございましてある程度見積もりもできるわけでございまして、したがって、そういうものも加味した形の中で考慮をすることが、やはり郷土愛に燃えて、お仕事をしながら防火防災に挺身をするこれらの方々の気持ちに沿うことではなからうか。何か団長さんやなんかというのにはよくして、一般団員の人たちも一生懸命でやるわけでございまして、そういう人たちの、民間の給与をいただいているわけでございまして、そういうものを加味しながら公務災害の支払いを改善をさせる必要があるのではないかと、この点について長官のお考えを承っております。

○砂子田政府委員 団員の公務災害補償の問題は、お話しのとおり、国家公務員なり地方公務員と同様に扱っているわけであります。扱っているところは、消防団員等公務災害補償等共済基金というところに、市町村との間で契約を結びまして、その掛金を払うことによつて補償を払うという仕組みになっております。

ただ、今お話がございましたように、団員それぞれの方々がそれぞれ持ち場において、給料をもらつておられるという方もおられますし、自家業に努めておられる方もございまして、どういふ給与にするかというのは大変難しい問題だと私は思ひます。一つの検討事項ではあるかと思ひますが、どういふ形でそういう一定の掛金というものを押さえることができるか、あるいは給与というのをどういふふうな把握するか、団長、副団長あるいは分団長の間でどういふ形になるのか、むしろ職業によつては分団長の方が非常に給与がよかつたりいろいろ給与をもちにしようし、一概にそういう給与をもちにしてやるのは、正直言つてなかなか難しからうという今感じを持っておられます。しかし、御提案でもございまして、少しは検討してみたいと思ひますが、大変難しい問題だと思つております。

○藤原委員 大変難しい問題だと思ひながらも、いま少しその辺は考えた方がよいのじやないかと、実際消防団員に接して一人一人といたしまして、感じたままでお願いを申し上げるところでございます。

それから、団員が、これは東京などで見ましても、二十三区は大変高齢化でございます。先生の方は大変若い方々が充足されておられるわけでございまして、例えば二十三区内ですと、六十歳以上の人が七百八十八名、七十歳以上が百四十名、あるいは八十歳が二名おられるというふうなことで、大変お年寄りの皆さん方を酷使しておられる感じがいたしまして、地域に奉仕をしていただくのにはありがたいでございますが、やはりお年寄りから若い世代にかかわるというふうなことも大変必要なことではなからうか。そういう点では充足率を、お年寄りの皆さんから若い方にかかわるようなそういう指導というものも大切ではなからうかというふうな考へるわけでございまして、このことが一つ。

それから、東京などでは自主防災組織というのが大変進んでおられて、特別区では八五・八%、いわゆる一般の人たちが消防隊というのをつくり

まして、それぞれの町会別何と自分分の町は自分たちで守ろうということで、可搬式ポンプをちようだいでしてそれぞれの地域で活躍しておられるのであります。東京都では震災予防条例に基づきましてこれらの方々がをしておられるわけでございまして、一挙に十分でなくても、やはり今後は、こういうような先例があるわけでございまして、自主防災組織をつくつた人たちがけがをした人たちは公務災害で面倒を見てあげますよというふうな行政指導は、私はこれまで必要ではなからうか、東京都が先例をつけておられますので、この辺のお考えをこの機会に伺つておきたいと思ひます。

前向きでの御答弁をお願いいたしまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○砂子田政府委員 消防職員の高齢化の問題につきましては、私たちが大変心配をいたしてるところでございます。だんだん年齢が上がつてまいりまして、五十歳以上の消防団員の構成比率が逐年高くなつてきている傾向にございます。しかし、消防団員というのは消防活動に従事をしていただくわけでありまして、体力を必要とする職種であることは間違ひございませぬので、やはり若い団員を確保するというのがこれからの課題であらうと思つております。

ただ、これは一概に課題だと申し上げましても、若い人が必ずしも参加してくれぬという趨勢にはなかなかなく、それが私たちの悩みでもございまして。今、地域的に自分たちの町は自分で守るといふ、まさにコミュニティの精神と申します。自治の原点の議論というのが大変大事にされる時代でもありますから、少なくとも若い人たちも、自分たちが住んでいる町を守るために、そういうボランティアの活動には一生のうち一度はやはり参加をするという気持ちがあれば、本当は自分たちの町は守れないのではないかと、そういう感じがいたしております。コミュニティの活動と相まちながら、ボランティアの精神の高

揚、理解を深めていくということが、今後の消防団の拡充のために大変必要なことだと私は思っております。

さらに、市民消防隊と申しますか、自主防災組織の問題につきましてお話がございましたが、これもまた大変ありがたい組織だと私は思っております。このほかにも、婦人防火クラブでありますとか、幼年クラブでありますとか少年クラブでありますとか、いろいろなものがそれぞれの場所において自分たちの地域の防災に当たっていただいております、これは本当に感謝を申し上げます。

ただ、こういう人たちが消火に当たりますとかあるいは従事をするということでありましたら、それぞれの法律に従って協力者なりあるいは従事者に対するそういう補償の問題ということが起きましようが、一般的にけがをしたということでの人たちに災害上の補償を与えるというのは、なかなか難しい問題があると思っております。

○藤原委員 終わります。

○大石委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 政府原案につきましては、期間の延長には私ももちろん異議のないところであります。しかし、政令で定める市町村につきましては補助率を引き下げる、この点につきましては合点がまいりませんので、以下幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、先ほど来から論議になっておりますが、公布されました消防力の基準、これはそこそ守ればよいというものなのか、あるいはどうしても守らなければならないものなのか、その点についての解釈はどうですか。

○砂子田政府委員 消防力の基準というのは、私たちがいたしましては消防に必要な人員あるいは施設について定めておるものでございまして、市町村が、それぞれの実情に即して、それを充足をしておくと計画を定めながらその整備を図っていくことが必要だと思っておりますが、これはそこそこやればよいというものではございません。

で、消防力の基準の中に最少限度必要だ、こう書いてありますが、まさに最少限度必要なものでございまして、それをなるべく早目に充足をさせていただくというのが私たちの指導の方針でございまして、解釈はできません。

ところが、今回の政令で定める市町村でありましたが、これは一つは政令指定市、それからもう一つは財政力指数一を超える市町村、こういうことであります。私ども調査をしてみますと、例えば政令指定市、これは札幌市が該当いたしますが、札幌市の場合はポンプ車が充足率七六%、それから化学車が七五%、さらに、はしご車も七五%であります。さらに、財政力指数一を超える市町村、幾つか見てまいりましたが、例えば一〇五の羽村町、これは消防ポンプの充足率は四四・四%。それから市原市の場合は、化学消防ポンプ車が二八・六%、はしご車が四〇%。厚木市は、ポンプ自動車は四四・五%、はしご車に至りましては何と三三・三%ですね。寒川町はポンプ自動車は二五%ですね。豊田市は化学消防ポンプ車三三・三%。物によっては全国平均以下の項目もあるわけですね。

したがって、こういうところの補助率をなぜ引き下げようとおられるのか。むしろ私は引き下げよりも、充足率の状況から判断をいたしますと、従来の二分の一よりもまだ引き上げてもいいんじゃないかとさえ思われるのですが、なぜ引き下げるといふ措置を講ぜられたのか、この点について御答弁をいただきたいと思っております。

○砂子田政府委員 なぜ引き下げるかということ、私から申し上げるのは大変難しい問題でもあらうかと思っておりますが、一つには、こういう国の財政状況であるから全くやむを得ないというふうな申し上げるほか手がないわけでありまして、私たちが、この政令指定市なりあるいは財政力指数が一つを超える市町村についてあえてつらく当たっているわけでは毛頭ございませんで、国の財政力があ

れば私たちもやはり二分の一、一般の人口急増市町村と一緒にしたいというのが心からの願いでありますけれども、なかなか現実にはそうもいきませんで、臨調の答申を受けました財政再建に係る問題がいろいろございまして、ある程度財政運営については、若干その部分を負担していただくというところにいたしましたわけでありまして。

○経塚委員 先ほどからの論議で、市町村の議会においてもこの充足率の問題については大いに論議を深めていただきたたい、もつと消防力の充実については市町村の議会も真剣になるべきじゃないかというふうにとれる御答弁がございました。私は、市町村の議会で消防力充実についてもつと論議を深めていただきたたいと一方で言いつながら、一方では、政府の方が補助率を引き上げなければならぬ状況にあるような市町村に対しても今回補助率の引き下げを提案される、これはつろくしないのじゃないですか。むしろ政府として果たすべき責任を明確に果たす。市町村も困りだろが補助率は引き下げなければならぬという第一次臨調答申はあるけれども、総額にすれば三千万円そこそこだ。ひとつこのくらのことは頑張つて、補助率は二分の一で継続しますよ、こういうみずから果たすべき責任を果たしておれば、それは長官のおっしゃるように、あとは市町村でもうちよつと論議を深めて消防力充実についてしかるべき配慮をして当然じゃないかという論議、これは成り立つと思っておりますが、政府の方で果たすべき責任を果たさずにおいて、補助率を引き下げておいて、論議を巻き起こせよといったところで片手落ちじゃないですか。私はまず政府の方から責任を明確にすべきだと思っておりますが、いかがですか。

○砂子田政府委員 先ほども申し上げましたように、国の消防の補助金というのは予算によりまして奨励的な補助金でございまして、しかも、そういうことを言うとはまたおしかりを受けるのかもしませんが、自治体消防三十五周年と申し上げ

げておりますけれども、国の消防から離れまして市町村が自分の力で消防というものをやっております、これからは自分たちの地域はみずから守っていくんだ、そういうことに立脚しながら市町村消防ということに戦後衣がえをしたわけでありまして。しかし、そう申し上げてもなかなか一発的に一般に市町村全体が消防力の充足をするというのは難しいという観点から、国としても補助金を出しながらこれを奨励的に充足を高めていこうというふうな図つたわけでもあります。

ところで、人口急増市町村というのは、消防の施設のみならず、自分たちの環境改善のためにもいろいろな施設が必要である、そのために人口急増市町村に若干の補助金のかさ上げをしようではないかというのが今までの思想であつたと思っております。今回もその思想は受け継いでいるつもりでありまして、そのために、一般の市町村は三分の一の補助金であります。七分の三にしよう、こういう挙に出たわけでありまして。これも、苦しい財政の中でありますが、十四分の一くらい若干我慢してくれ、そのところは、財政運営にも余裕があるしあるいは財政的にも弾力的な運営ができるのだから、十四分の一くらいのはところはひとつ我慢していただけないかというのが私たちの考えでありまして、人口急増市町村を一般市町村と同じく取り扱っているわけでもありませんので、その点は御理解を賜りたいと思っております。

○経塚委員 長官も要望した結果、大蔵との折衝の過程でこうなつた。第一次臨調答申のところでは言われております地域かさ上げの特例については終年次には見直さなければならぬ、あるいは継続という場合には補助率を引き下げなければならぬという枠の中で作業しなければならぬ苦勞があつたとは思いますが、あつたとは思いますが、現在、政令で定めておる市町村にいたしまして、補助率を引き下げるような状況にはないと思っております。この点は恐らく長官もお認めになるところだらうと思つて、二分の一の期間延長をすれば、二分の一を全部丸々継続することは難し

い。そこで、ゼロにするわけにもいかず、真ん中をとって、七分の三という苦肉の策で二分の一の一方の延命策に図られたのが実際はうがったところではないかと思うのです。しかし、これではやはり市町村が消防力充実について一層励みになるということにはならないと思います。

そこで、この充足率の問題についてさらにお尋ねをしたいと思うのですが、全国的に見ましても、この基準に対しておくれおくれという実態がいろいろ出されました。私も特に大都市の例をちょっと調べてみたのですが、例えば大阪府下の市町村の状況ですと、消防ポンプが吹田市は五六%です。富田林に至りましては三七・五%、大東市も三三・三%です。大阪全体を例にとりましても、消防ポンプの不足台数は何と百二十七台、はしご車五十一台、化学消防車は十六台ということとです。消防職員に至りましては六二・六%の充足率。東京都下を例にとりましても、消防ポンプが日野市の場合は六〇%、町田市五七%です。はしご車は日野市が五〇%、八王子市に至りましては二〇%、こういうことなのです。

基準が公示されたのが、新しい公示が三十六年だったと思いますが、あれから動定いたしましたと実に二十数年たつておるわけですね。それでこの間、昭和四十一年から充足率の実態について三年ごとに調査をされてきた。こうなりますと、四十二年から調査を開始いたしました。この調査回数自体がもう既に七回になるのですが、三十六年に発足を立ててきて、その充足率を三年置きに調査をされてきた。こんな基準に対する充足状況なのですね。

そこでお尋ねをしたいのですが、何年度にこの基準に一〇〇%到達をさせるという指導の計画は、消防庁自身持っておられるのですか。

○砂子田政府委員 この消防力の基準というのは、先ほど申し上げました形の中でできています。先ほど申し上げました形の中でできています。この消防力の基準が本当に現代の市町村の実態にマッチしているかどうかというの、私は若干疑問があると自分で思っております。

す。もともとこの消防力の基準というのは、密集地帯でありますとかそういうことを仮定しながら、八分消防と申しますか、初動以来八分でもか現場へ到達して火事を消せるといのが消防力の基準を決めた一つの姿勢でありました。

しかし、その後、戦後の三十年をとりましても大変多くの都市構造の変化を来しているわけでありま。す。ですから、こういう消防力の基準というものが本当に今の市町村の実態にマッチしているかどうかについて少し私たちも考えてみなければならぬ部分がございます。今、内々にこの消防力の基準をどういふふうに見直しをすればいいのかわかっているのが一つの私たちの課題になっております。

今、先生から御指摘がありましたように、何年たつたらこんなものが充足するのかわかるといふ議論になります。これは本当になかなか大変なことでありま。す。ある意味では、市町村が自分の財政力の大部分のものを生命、身体、財産の保全のために使うのだということに懸念になってやれば、今の消防力の基準というものはたちどころによく今と私は思いますが、なかなかそういう体制になつてくれません。

なつてくれぬからといってこれを放置するわけにはいきませんし、市町村の実態を見てみましても、今のこの程度の消防の施設であるいはいいのではありません。五〇%とか六〇%とかいう充足率でありま。す。その市町村にとってはもうこれでもいいのだと思つている市町村がないわけでもないのありま。す。そこが今の消防力の基準が実態と合わない部分が生じているわけでありま。す。から、とすれば、実態にも少し近づけた議論をしてみる必要もあるのではないかと。そういう点を今考えておられます。で、ここ何年の間に全部がうまくいくのかという御質問には正しくお答えをしましたかと思つて、そういうことを今考えているということをお申し上げして、御理解を得たいと思つて

○経塚委員 これも、例えば数年前に新しい基準に基づく第一次の計画年度が始まったというものならばなんでも、もう二十三年にも前に基準が設置されて、その間五カ年ごとの計画ということになれば、恐らく第一次、第二次、第三次、第四次、第五次と五カ年計画自体がもう何回かにわたつて立てられてきていると思うのです。そして三年ごとの調査なんですよ。二十有余年、計画調査、計画調査の繰り返しをやつてきているわけですからね。

今、長官が見直すとおっしゃつた。それは見直しは見直して結構だと思つてよ。しかし、見直すと言つては、そのもとになる何年度達成という計画がなければならぬと思うのです。何年度達成という年次計画がなければ何を一体見直すのか、こういうことになりま。す。だから、私が不思議に思つておつたのは、何年度達成という当初からの計画を持つてやつてきたのか、何年度達成という計画を持たずにやつてきたのか、計画は市町村がお立てになるものか、それをトータルしたものを概算要求されるという程度のことなのか、その点をお尋ねしているわけですね。

○砂子田政府委員 最初に申し上げましたように、消防力の基準の定め方というのは、少なくとも消防施設なり人員について最少限度必要だということのための一つの基準を示したわけでありま。す。から、それになるべく早く到達するための整備計画を市町村で立てていただくことが大変大事だということを一歩先に申し上げたわけでありま。す。

国におきましても、そういう市町村の立てた整備計画をもとに、それがどのくらい充足されていくかを見ながら実は予算の措置をいたしているわけでありま。す。その市町村が整備計画どおりなかなかならなければ、また先に行つて計画が達成できないということになるだろうと思つておられます。ですから、私たちの方といたしましては、昭和三十六年に消防力の基準の告示の変更をいたしました時期から考えましても、

四、五年の間には達成できるという感じをあるいは持つていたかもしれません。しかし、現実はそのういかなかつた。いかなかつたのは何だという反省も我々の方にあるということ、先ほどそういう意味で申し上げたわけでありま。す。

○経塚委員 今の長官の御答弁でも私は得心がいかないわけでありま。す。例えば年度概算要求されるに当たつては、何年度に一〇〇%到達をさせるという計画を消防庁が持ち、あるいはそれに基つて市町村を指導される、そして市町村で予算化される、それをトータルされて概算要求される、翌年度は前年度のそういう実績を踏まえて、さらに指導で水準を引き上げさせる、つまりこれは、そのためには一つの物差しを消防庁が持つておられなければならないことになりま。す。それから市町村を指導すると言つたところで、これは物差しがないということになりま。す。

それからもう一つは、予算を見てまいりますと、五十六年度をピークにいたしまして、五十八年、五十九年と予算が減額をされてきておつた。これも論議がありましたけれども、予算が一・四倍に増額をされましたけれども、予算が一・四倍に増額をされた五十三年から五十五年を見ましても、充足率の引き上げ幅がわずかに二ないし三%だつたんでしよう。加えて予算が減額されてきていくという状況の中で、この充足率がさらに低下することはもう火を見るよりも明らかであります。そうしますと、市町村の議会で頑張りなさい、頑張りなさいと言ひましても、肝心の消防庁が年次計画一〇〇%到達の年度の見通しも持たないで、それで予算が一方で減額をされていくということになりま。す。と、それこそ百年河清を待つておられませんか、一〇〇%に近づける充足率の到達は一体いつになったらできるのか、こういう疑問が当然わいてまいりま。す。消防庁の指導力というのは一体どこで発揮されるのか、その点どうなんですか。

○砂子田政府委員 お言葉ではあります。百年河清を待つてかどうかは別といたしまして、消防

が一日も早く充足されることを私たちは願っているわけであり、今のお話がありましたような経過をたどりながら現在まで来ております。

これを一日も早く解消するためには、国が相当の奨励的な補助金を交付しなければ市町村がやらないのか、あるいは奨励的な補助金を交付しなくても市町村みずからがやりになるという意思があるのか、やはりその辺の兼ね合いだと私は思っております。先ほど御質問がありましたら申し上げましたように、決算額と基準財政需要額との間の乖離を見ても、約一割以上、七百億以上あるわけであり、これは補助金の額をはるかに上回る額であります。もし、住民の生命でもっとか身体でありますとか、そういうことをもつと大事に考えてくれて市町村が支出してもらえらば、あるいは消防力というのをもっと充足されるかもしれない。

しかし、国の補助金というのは、何回も申し上げますように、あくまでも市町村がやりやすいような奨励的な補助金を出すというのが基本でありまして、国の補助金がなければ消防力というのが充実されないというものでないわけであり、ですから、国と地方とが両方相まちながら消防力の充実を図っていくことのために、市町村にその整備計画というものを自主的に立てさせて、それが実行できるように我々が陰の方で援助をしていくというのが今の立場であらうと思っております。そういう点から申し上げまして、三年ごとにあるような計画をとりながら、その計画が充足されるように、補助金の額を財政当局と交渉しているわけであり、

○経塚委員 奨励的な性格であつても、増額をされていっておれば、それは市町村の積極的な取り組みを促進することになります、減額をされていっている。しかも今度は、政令で定めるところにつきましては補助率が従来よりも引き下げられる、こういうことではやはり積極的に奨励ということにはならないのじゃないかと思つておる。

そこで大臣にお尋ねしたいのですが、出火原因を見ますと、例えば五十五年、放火が九・六％で第四位であつたものが、五十七年には一二・二％で第二位に上がつていっているわけですね。たばこの失火とほぼ並んでいっているわけですね。これは全国平均ですが、特に大都市になりますと、大阪などの場合は、放火が五十五年一二・四％だったものが、五十八年には何と二三・六％でトップの座を占めているのですね。今日の社会情勢の反映であるかと思つておる。失火の場合は、いづれにしましても人がそこにおるといふ状況が想定されま。しかし放火の場合は、知らない間に火をつけられるわけであり、いつ大火に発展をするかともわからぬという危険性をばらんでいるわけですね。こういう状況もありますし、一方では消防力の充足率がなお遅々として進まないという状況もあり、この際、市町村に積極的に奨励策を前向きに進めるという立場から、予算の増額につきまして格段の配慮を払うべきだ、かように考

えているのですが、いかがでしょうか。○田川国務大臣 消防の予算が減額をされているということは残念に思つておる。これまで各委員からお話がありましたように、住民の生命、財産の保護の立場から見れば、また予期しない災害の発生に備えて、消防力の充実を図つていかなければならぬことは当然でございます。また、きょう各委員からいろいろと御意見を述べられましたが、そうした点に十分留意をして、これから消防予算に万端なきよう頑張つてまいらるつもりでございます。

それから、経塚さんから先ほどいろいろ御提言、御意見がございました。ひとつ消防庁の苦しい立場を御理解していただきたいのは、日本の消防が自治体消防であり、各市町村、そういうところの自主性によつてつくられていっているという現況でございます。自衛隊とか警察——警察は都道府県ごとに統一されておりますけれども、そういうものは違つた立場で、自治体ごとの消防になつていっているところに総合計画がなかなか立てにくい、そういう面がある。そういう中で消防力を充実させていくように政府が指導していかなければならぬところに難しさがあるということとは十分御理解をさせていただきたい。

各党の皆様方から御激励をいただきまして、大変私どもも力強く思つております。足りない力を振り絞つて、次からの消防予算の獲得に全力を尽くしていくつもりでございます。○経塚委員 最後に、三井三池有明鉱の事故の問題につきましてお尋ねをしておきたいと思つておる。御承知のように、事故発生は一月十八日でございますが、一つ疑問に思つておるは、事故発生は十三時五十分でありましたが、最初に鉱山保安監督局に火災が起きたと連絡があつたのが十五時三十分、そして十六時三十分には監督官四人が現地へ行かれた。ところが、消防が救急車を含めて出動いたしました時間が二十時三十分、こうなつておるわけですね。

そうしますと、最初に事故が発生し、鉱山保安監督局に連絡があつて、救急車を含めて消防が出動するまでの間の時間が余りにも長い、この疑問が当然わいてくるわけであり、それでいろいろ問ひ合わせをいたしましたところ、十八時四十分、消防本部に対しては報道関係者から火災事故が発生したんじゃないかと問ひ合わせがあつた、そこで消防本部としては会社に連絡をとつたところが、電話が通じなかつた、そこで二十時ごろ出張所に確認の電話を入れた、その直後会社から出張所に緊急車の出動要請があつた、こういうことなんです。問題は、十八時四十分から二十時の間に消防本部の方では会社側にずつと連絡を入れておつたということなんです、この間の経緯を見ますと、もう既に十六時三十分には鉱山保安監督局の四人が現地へ行かれておる。それから、警察はどうしておつたかといふと、警察も十八時ごろ、報道関係者から事故が起きたらしいという連絡を受けて、そして直ちに警察の幹部が情報収集のため現地へ、会社側へ行つておるわけな

んでおる。そして、十九時十五分には警察は対策本部を設置されておるので、私は、ここでお尋ねをしたいのは、現地の消防本部が保安監督局にこの間問ひ合わせをしたのか、警察に連絡をとつたのか、あるいは保安監督局から消防本部へ連絡があつたのかなかつたのか、警察から逆に連絡があつたのかなかつたのか。もう一つは、なぜ消防本部が現地へ警察と同じように幹部を派遣しなかつたのか。消防、警察、そして保安監督局、この三つが、この状況から見ますと全く縦割りでばらばらで、そして最も先に出勤すべき消防本部の出動が一番最後になつておる。これはどうも合点がいかぬので、御答弁をいただきますと思つておる。

○砂子田政府委員 今お話がありましたことは、私たちが地元からそういうことを聞いておるので、そのとおりでござつておる。ただ、御案内のとおり、鉱山に關しましては、消防が消火に當ることが実は義務づけられていないと言へば変な話ですが、義務づけられていないわけでもありません。というのは、一般的に、鉱山保安法に従ひまして鉱山自身の自主防災組織と申しております。そのために消防に火事だということの連絡がなかつたのだと私は思つておる。ただ、いろいろな事情を勘案しますと、会社の方から発災の時期、十三時五十分になつておることは、私個人としてはそういう感じがいたしません、法律の建前上あるいはそういうことになつたのかとも思つておる。

ただ、一般的に、警察と消防との間には電話連絡が常になされることになつておりまして、警察の方でわかれば消防に教える、消防の方で警察というのほむろ電話が一般的に即時に通ずる格好になつておるわけであり、そういう事態が発生したときに教えていただければありがたかつたと思つておる。ただ、恐らくそういう炭鉱の

火災であるということであるいは警察の方もお知らせいただけなかったのかも知れません。したがって、最終的には、救急の出動の要請のみについて会社から要請があったために、このような事態が起きたものだと思っております。

○経塚委員 いずれにいたしましても、よく実態を再度調査されまして、三者相互の連絡体制が特に鉱山地帯などでは確立されるように、十分な御指導、御検討をいただきたい、このことを申し述べまして、終わらせていただきます。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大石委員長 これより、内閣提出、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田川自治大臣。

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田川國務大臣 ただいま議題となりました地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方公共団体の行う国の機関委任事務に係る手数料について、経済情勢等の変化に対応し、費用負担の適切な調整に資するため、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図る必要があります。

これがこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案について御説明申し上げます。大塚取締役ほか八法律に定める地方公共団体が

行う免許、登録等国の機関委任事務に係る申請等手数料について、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図ることとしております。

以上が地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、出席を求める日時並びに人選につきましては、委員長に御一任願うことといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る二十九日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散會

※
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十九年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十九年度から昭和六十三年度まで」に改め、「二分の一」の下に「（政令で定める市町村に対するものにあつては、七分の三）」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十九年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十八年度以前の年度分の予算に係る国の補助金についてはなお従前の例による。

理由
人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き昭和六十三年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律

(大麻取締法の一部改正)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 大麻取扱者免許を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

第十一条中「するときは、登録の変更又は免許証の再交付」を削り、「手数料として千四百円」を「実費を勘案して政令で定める額の手数料」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)

第二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「一頭につき一年二千四百円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第三条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千三百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(漁船法の一部改正)

第四条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)

の一部分を次のように改正する。

第十九条中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、「都道府県規則で定めるところにより」を削り、「省令で定める場合には」を「国又は地方公共団体については」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第九条第一項の登録を申請する者

二 第十一条第三項の登録票の再交付を申請する者(災害その他これに準ずるやむを得ない事由により再交付を申請する者を除く。)

三 第十一条の二の検認を申請する者

四 第十四条第一項の変更の登録を申請する者

五 前条の登録簿本の交付を請求する者

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第五条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第三条第一項の登録については二万四千円を超えない範囲内において、同条第三項の登録については一万三千円を超えない範囲内において、政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「合計が百平方メートル以内の場合にあつては五千円、その他の場合にあつては三十六万円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「合計に応じ、実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条第七項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「五千円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第八十七條の二第二項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「五千円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(建築士法の一部改正)

第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「政令の定めるところにより一万円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第十六条第一項中「政令の定めるところにより」の下に「実費を勘案して政令で定める額」を加える。

第二十三條の二第二項中「政令の定めるところにより」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第八条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「十九万円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第九条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「一件につき四十万円」を「開発行為の目的及び開発区域の面積に応じ、実費を勘案して政令で定める額」に改める。

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、費用負担の適切な調整を図るため、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

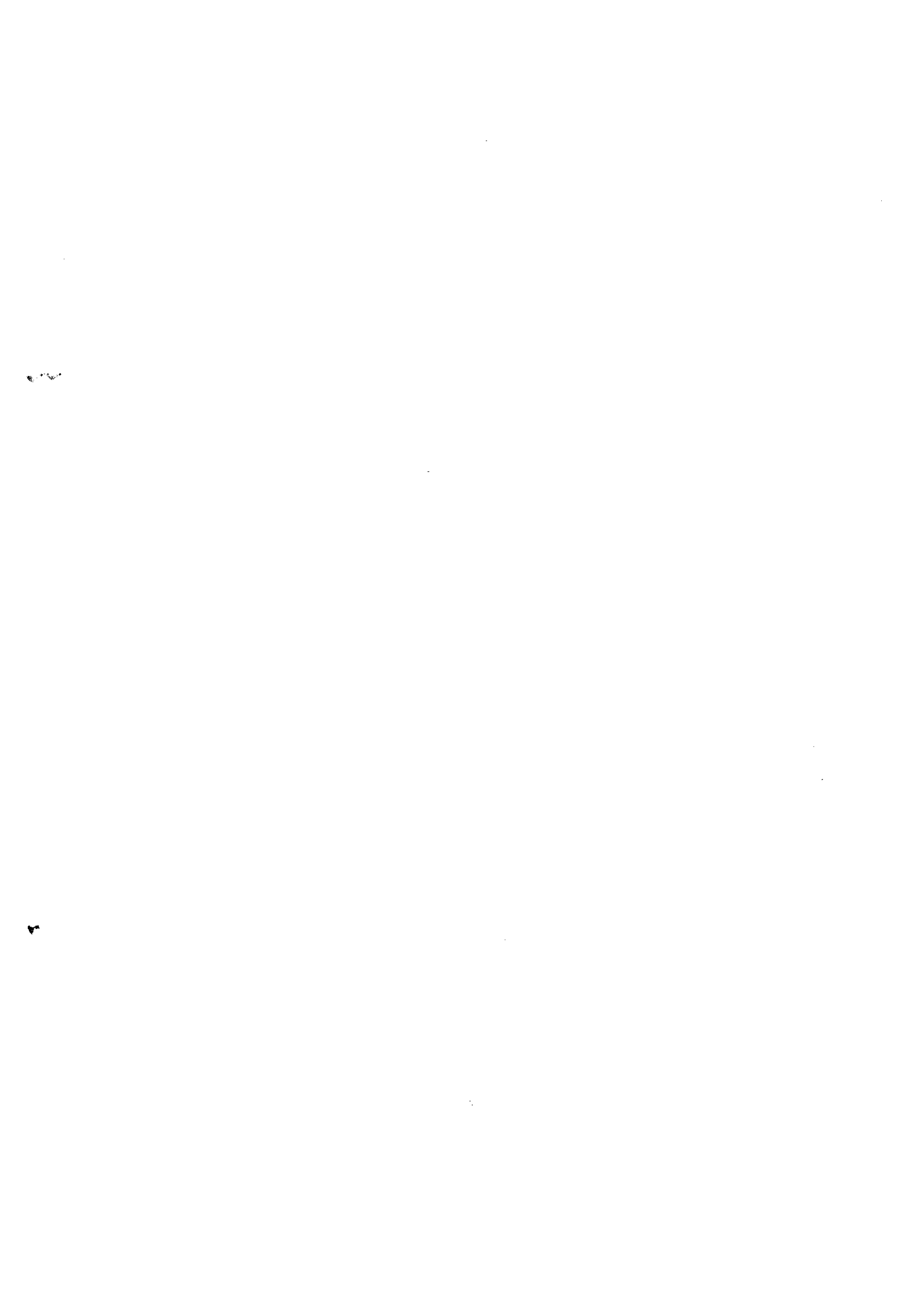
第八十七條の二第二項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「五千円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(建築士法の一部改正)

第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「政令の定めるところにより一万円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第十六条第一項中「政令の定めるところにより」の下に「実費を勘案して政令で定める額」を加える。



第一類第二号

地方行政委員会議録第五号

昭和五十九年三月二十七日

昭和五十九年四月七日印刷

昭和五十九年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K